

気をつけよう！見守ろう！ ふくいの消費生活



2019年9月号

－電子マネーを悪用したトラブルに注意！－

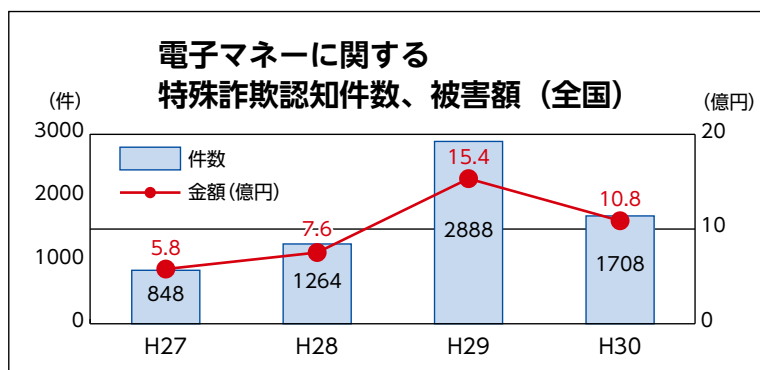
**「電子マネーを買ってきて、その番号を教えて」と
指示されたら、詐欺を疑ってください！**

インターネット上でお金の代わりに利用できる電子マネー（サーバ型プリペイドカード）のID（識別番号）をだまし取るトラブルが増えています。

サーバ型プリペイドカードは、インターネット上で使える前払い式の商品券のようなものです。カードの裏面にあるIDが分かれば、誰でも簡単にインターネット上での支払いに使えるため、悪質商法や特殊詐欺に悪用されるおそれがあります。



あなたはこのサイトに登録されました。
退会するには、20万円が必要です。
コンビニで電子マネーを購入し、その番号を教えてください。



（警察庁「特殊詐欺認知・検挙状況等について」）



▲コンビニで売られている電子マネー（サーバ型プリペイドカード）の例

電子マネー(サーバ型プリペイドカード)を悪用したトラブルの例

例1：架空請求

「有料動画の料金が未納」という身に覚えのないメールが届いたので、確認しようと、メールに記載されていた連絡先に連絡しました。



未納料金が発生しています。今日中に支払わないと裁判に移行します。支払い手段として、電子マネー 10万円分を購入し、その番号を教えてください。

利用した覚えはないが、裁判になっては困るなあ…

こんな場合もあります

- 番号を電話やFAXで送らせる。
- 番号の部分を撮影した写真をメールで送らせる。

Aさんは、言われるままに10万円分の電子マネーを購入して番号(ID)を知らせました。

その後もいろいろな口実でお金を請求され、最終的には総額300万円の被害に遭ってしまいました。



例2：悪質な副業サイトに誘導

「スマホがあれば副収入になる。仕事の内容は簡単な相談にのるだけ」という広告を見つけ、少しでも稼げるならと、サイトに登録しました。相談者とメールをやりとりしていると、次のようなメールが届きました。



相談にのってくれたお礼をしたい。お礼の手続きにお金が必要だから電子マネーを購入して番号を教えてください。

こんなことでお礼がもらえるなんて。



Bさんはさっそく電子マネーを購入し、番号(ID)を教えたが、次の段階の手続きが必要だとして、また代金を要求され、結局お礼がもらえませんでした。

いつになったらお礼がもらえるの？

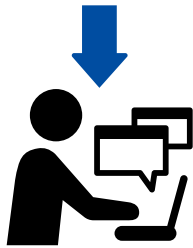


サーバ型プリペイドカードとは？

(カードのイメージ)



購入して、IDを見る



IDを入力すると、
ネット上で使用できる



(カード発行者のコンピュータサーバ)
入力されたIDの残高を管理

- インターネット上で使えるプリペイド（前払い）式のカードのことです。コンビニや量販店などで販売されており、金額が書かれたカードが台紙の上に貼り付けられています。（5,000円、10,000円など何種類かの金額のものがあります）
- 購入後、台紙からカードを外すと裏面にID（識別番号）が記載されています。
- インターネットでIDを入力すると、カードの金額を動画の利用料金や、商品の購入などの支払いに使うことができます。なお、IDをインターネットに入力した後のカードは、いわば抜け殻の状態です。利用価値はありません。
- **IDを誰かに教えることは、カードの金額をすべて相手に渡したことになります。**また、いったんIDを教えてしまうと、被害を取り戻すことは非常に困難です。

なぜ、サーバ型プリペイドカードが悪用されるのか？

「電子マネー」には、いろいろな方式がありますが、簡単に使えるサーバ型プリペイドカードの特徴が逆にとられて悪用されています。

- ① コンビニや量販店などで、簡単に購入できる。
- ② IDが分かればインターネット上で利用できる。（口座への振込みや、現金の受渡しが必要ない）
- ③ **IDに価値がある**ことが理解しにくいいため、安易に他人に教えてしまう。
- ④ 被害に気が付いても、悪用した者の特定が難しい。

被害に遭わないためのアドバイス

○「電子マネーを購入して、IDを教える」などと言われても、買わない、教えない。

○身に覚えのない料金請求や、うますぎるもうけ話には絶対に連絡や返信をしない。

- 連絡をすると、個人情報を知られてしまうほか、様々な口実でお金を払うように仕向けてきますので、決して連絡しないでください。
- そもそも本当にあなたが支払わなければならないのか、また、そんなに簡単にもうかるのはなぜかなど、落ち着いて考えましょう。

○疑問や不安を感じた場合、すぐに最寄りの消費生活センターに相談する。

「くらしの講座」 受講者募集！

参加費：無料

定員：各回50名(先着順)

日時・対象	講座内容	開催場所	問合せ・申込先
9月21日(土) 13:30～15:00	健康的で豊かな食生活の実現を！ ～顔の見える生産者と共に～ 福井県農林水産部流通販売課 食育・地産地消グループ	【福井市】 ユー・アイふくい 3階映像ホール	公益社団法人 ふくい・くらしの研究所 〒910-0842 福井市開発5丁目1603番地 【TEL】0776-52-0626 【URL】http://www.kuranavi.jp 【申込方法】 お電話、またはホームページ よりお申込みください。開催 日前日まで受付します。
10月4日(金) 13:30～15:00	あの手この手の消費者トラブル ～落語で楽しく学びま笑～ はやおき亭貞九郎氏	【小浜市】 わかさ国府の郷 四季菜館 会議室	
10月12日(土) 13:30～15:00		【福井市】 ユー・アイふくい 3階映像ホール	
10月22日(火) 13:30～15:00	あなたは“ピッ！”してますか？ キャッシュレス決済を正しく理解し見極めよう！ (公社)全国消費生活相談員協会 消費生活相談員 大西 康代氏	【福井市】 AOSSA 7階 706・707	
11月2日(土) 13:30～15:00	よくわかる！食品表示と食の安全 ～遺伝子組み換えとゲノム編集食品～ 至学館大学 健康科学部 栄養科学科 教授 小塚 諭氏	【福井市】 AOSSA 6階 601B・C	

「くらしの講座」は、福井県が公益社団法人ふくい・くらしの研究所に委託して実施しています。

●消費生活トラブルに関する 専門家による相談会

無料

要予約

9・10月の開設日

開設時間14:00～16:00

分野	9 月		10 月	
福井弁護士会（法律）	2日(月)	敦賀市消費生活センター(☎0770-22-8115)	1日(火)	県消費生活センター
	3日(火)	県消費生活センター	3日(木)	県嶺南消費生活センター
	18日(水)	大野市消費者相談センター(☎0779-66-1111)	16日(水)	越前市消費者センター(☎0778-22-3773)
福井県建築士会	-	-	21日(月)	県消費生活センター
(一社)ECネットワーク(インターネット)	25日(水)	県消費生活センター	-	-

*先に申込みが必要です。申込受付は、県の消費生活センターまでご連絡ください。

9月2日(月)、9月18日(水)、10月16日(水)の申込受付は、開催する市の消費者センターでもできます。

また、会場が変更になる場合がありますので、あらかじめご確認ください。

消費生活のご相談は・・・

福井県消費生活センター

〒910-0858 福井市手寄1丁目4-1 (AOSSA 7階)

☎ : 0776-22-1102

FAX : 0776-22-8190

福井県嶺南消費生活センター

〒917-0069 小浜市小浜白鬚112 (白鬚業務棟 3階)

☎ : 0770-52-7830

FAX : 0770-52-7831 (嶺南消費生活センターは第3日曜日は休館です)

受付時間9:00～17:00(平日、土日)(祝日・年末年始は休館)



ホームページ

福井県 消費生活

検索

<http://www.pref.fukui.lg.jp/doc/shohic/index.html>



フェイスブック

<https://www.facebook.com/pref.fukui.cac/>

※ 市消費者センター、町相談コーナーでも受け付けています。

☆「消費者ホットライン」188

福井県消費生活センターや市消費者センターなどの相談窓口につながります。音声ガイダンスが流れますが、操作が分からない場合はそのままお待ちいただければ、つながります。

発行

福井県安全環境部県民安全課 〒910-8580 福井市大手 3-17-1

☎0776-20-0287 FAX0776-20-0633

あらかじめ、
幸せだったらいいな。

幸せ度
いちばん
福井県